別添資料３

写

宮行評委第８号
平成２９年１１月９日

宮城県知事　村井　嘉浩　殿

宮城県行政評価委員会
委員長　堀切川　一男

宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会
部会長　奥村　詔

「南部地区職業教育拠点校整備事業」及び「宮城第一高等学校校舎等改築事業」に係る大規模事業評価について（答申）

平成２９年８月２９日付け復政第３８号で諮問のありましたこのことについて，行政評価委員会条例第６条第１項第２号及び同条第７項の規定により，大規模事業評価部会で審議した結果を別紙１及び別紙２のとおり答申します。

（別紙１）

南部地区職業教育拠点校整備事業については，行政活動の評価に関する条例第５条第１項に基づく書面（評価調書）をもとに，事業の必要性，有効性，適時性及び効率性等，同条例施行規則第１７条第１項に定める基準に従い審議した結果，事業を実施することは妥当と認めます。

ただし，同条例第１０条第１項に基づく書面（評価書）の作成及び事業の具体化に当たっては，下記に掲げる事項について更に検討を行い，その結果を適切に反映させることを求めます。

記

1　地域に根ざした魅力ある職業教育拠点校の特色を発揮できるよう，農業系学科，商業系学科に加え，商品の企画開発や宣伝広告のデザインなどを学ぶ，県内初のデザイン系学科について，教育内容や連携の在り方等を十分に検討すること。

2　工事期間中は，生徒等の安全確保及び学習環境の維持に配慮すること。

3　白石川の氾濫等の災害に備え，防災対策を十分に検討すること。

（別紙２）

宮城第一高等学校校舎等改築事業については，行政活動の評価に関する条例第５条第１項に基づく書面（評価調書）をもとに，事業の必要性，有効性，適時性及び効率性等，同条例施行規則第１７条第１項に定める基準に従い審議した結果，事業を実施することは妥当と認めます。

ただし，同条例第１０条第１項に基づく書面（評価書）の作成及び事業の具体化に当たっては，下記に掲げる事項について更に検討を行い，その結果を適切に反映させることを求めます。

記

1　進学拠点校の特色を活かしつつ，学習効果の一層の向上，さらには生徒募集の際の強みの発信につながるよう，共学校として魅力ある学習環境の整備に努めること。

2　工事期間中は，生徒等の安全確保及び学習環境の維持に配慮すること。